

第5回 全員協議会記録

1 日 時 平成31年2月27日(水) 午前11時5分 開会

2 場 所 議会本会議場

3 出席議員 18名

| | | | |
|-------|---------|-----|-----------|
| 議 長 | 植 木 茂 | 議 員 | 高 田 保 則 |
| 副 議 長 | 横 尾 祐 子 | ” | 阿 部 幸 夫 |
| 議 員 | 佐 藤 栄 一 | ” | 太 田 紀 己 代 |
| ” | 渡 辺 幹 衛 | ” | 木 浦 敏 明 |
| ” | 村 越 洋 一 | ” | 樗 沢 論 |
| ” | 岩 崎 芳 昭 | ” | 山 川 香 一 |
| ” | 宮 澤 一 照 | ” | 小 嶋 正 彰 |
| ” | 関 根 正 明 | ” | 八 木 清 美 |
| ” | 霜 鳥 榮 之 | ” | 堀 川 義 徳 |

4 欠席議員 0名

5 欠 員 0名

6 説明員 6名

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 市 長 | 入 村 明 | 財 務 課 長 | 平 井 智 子 |
| 総 務 課 長 | 久 保 田 哲 夫 | 健 康 保 険 課 長 | 吉 越 哲 也 |
| 企 画 政 策 課 長 | 松 岡 由 三 | | |

7 事務局員 3名

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 局 長 | 岩 澤 正 明 | 主 査 | 齊 木 直 樹 |
| 庶 務 係 長 | 堀 川 誠 | | |

8 件 名

1 事件

1) 平成31年度税制改正に伴う妙高市国民健康保険税条例の改正概要と対応について

○議長(植木 茂) ただいまより全員協議会を開会いたします。

1) 平成31年度税制改正に伴う妙高市国民健康保険税条例の改正概要と対応について

○議長(植木 茂) ただいまより全員協議会を開会いたします。報告願います。

健康保険課長。

○健康保険課長(吉越哲也) 平成31年度税制改正に伴う、妙高市国民健康保険税条例の改正概要と対応について、ご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

今回の改正につきましては、2点ございます。まず1点目ですが、国民健康保険税の課税限度額を改正するもので、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、現行の58万円から61万円に3万円引き上げるものであります。この課税限度額の引き上げによりまして、既に課税限度額を超えている方の国民健康保険税の負担は増えますが、主に中間所得者層に配慮した税率の設定が可能となるものです。

2点目の軽減判定所得の見直しについては、低所得者の国民健康保険税の7割、5割、2割軽減にかかる軽減判定所得の算出において、5割軽減の対象世帯については、被保険者の数に乘すべき金額を、現行の27万5千円から28万円に引き上げ、同じく2割軽減の対象世帯については、被保険者の数に乘すべき金額を、現行の50万円から51万円に引き上げるものです。この改正によりまして、概要図のとおり、これまで2割軽減の対象だった方の一部が5割軽減の対象になり、また、これまで国民健康保険税の軽減措置の対象外であった方の一部が新たに2割軽減の対象になるなど、軽減対象者が拡大されるものであります。

今後の対応であります。平成31年度税制改正関連の地方税法改正は3月末の公布、4月1日からの施行が見込まれることから、本条例の一部改正について、公布後速やかに専決処分に対応したいものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（植木 茂） ただいまの件について、何かございますか。

（応える者なし）

○議長（植木 茂） 以上をもちまして全員協議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午前11時8分